

千葉市ホームレスの自立の支援等に関する第3次実施計画
原案から最終案にかけての主な変更点等について

1 千葉市ホームレスの自立の支援等に関する第3次実施計画（原案）からの主な変更点

NO	修正内容		
	原案 (R2.11.13会議時点)	最終案	意見の概要・市の考え方
1 30	<p>このため、ホームレスに対して、緊急宿泊施設（一時生活支援事業）や市営住宅の一時使用、日常生活支援住居施設等の活用を促進を図るとともに生活自立・仕事相談センターと連携し、ホームレスが自らの意思で自立して生活できる居住場所を確保するための支援を実施します。</p> <p>また、居住支援協議会の枠組みを活用しつつ、低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報を得られるよう自立相談支援機関と連携しながら支援を実施します。</p>	<p>このため、<u>ホームレス巡回相談員は</u>、ホームレスに対して、緊急宿泊施設（一時生活支援事業）や市営住宅の一時使用、日常生活支援住居施設等の活用を促し、<u>居住環境や生活環境を整える支援を行います。</u></p> <p>また、<u>ホームレス巡回相談員は、一時的な居住場所を確保した後は、生活自立・仕事相談センターや居住支援協議会と連携し、ホームレスが低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報や養護老人ホーム等の老人福祉施設等の情報を得られるよう連携しながら支援を実施し、自立した生活を営むための安定した居住場所が確保できるよう支援を行います。</u></p>	<p>前回会議において「ホームレスに対する居住支援について、高齢のホームレスの割合が増えているため、養護老人ホーム等の老人福祉施設の活用を検討してはどうか。」といった旨のご意見を頂きました。</p> <p>本市においても、ホームレスの高齢化が進んでいる実態を踏まえ、一時的な居住場所を確保した後の居住場所の一つとして養護老人ホーム等の老人福祉施設を加え、生活自立・仕事相談センターや居住支援協議会等の関係機関と連携し、支援を行うこととしました。</p> <p>また、左記の1段落目と2段落目の繋がりや記載内容に不明瞭な部分があったため、記載振りを修正しました。</p>
2 31	<p>ホームレスに対する生活支援は、それぞれのニーズに応じた支援が必要であり、このようなニーズに的確に答えられるような相談体制の形成が重要です。</p> <p><u>このため、ホームレス巡回相談事業の実施による信頼関係の構築、生活自立・仕事相談センターとの連携による生活支援の実施、保健福祉センターとの連携による健康・生活支援の実施等、様々なニーズに的確に答えられるよう関係機関が相互に連携した包括的な支援が行える相談体制を構築します。また、地域団体等に対し、地域に対するホームレス巡回相談事業や生活困窮者支援における理解促進を図り、行政と民間支援団体とが相互に連携した支援を行います。</u></p>	<p>ホームレスに対する生活相談等を含む生活支援を効果的に行うためには、それぞれのニーズに応じた支援が必要であり、このようなニーズに的確に答えられるよう<u>関係機関が相互に連携し、支援を必要とするホームレスに必要な支援を届けられるよう関係機関との連携体制を構築していくことが必要</u>です。</p> <p><u>ホームレスに対する支援では、ホームレス巡回相談員が行う巡回相談による信頼関係の構築が全てのスタートになります。ホームレス巡回相談員が必要な支援の全てを出来るわけではありません。生活自立・仕事相談センターとの連携による生活支援の実施、保健福祉センターとの連携による健康・生活支援の実施、生活困窮者事業や法テラス等の活用による債務整理等の支援の実施、民間支援団体による支援等、様々な団体が支援を必要とするホームレスに相互に連携して関わることで初めて必要な支援を届けることが可能になります。このため、ホームレス巡回相談員や生活自立・仕事相談センターが核となって、相互に連携した包括的な支援が行える連携体制を構築します。</u></p>	<p>前回会議において「借金が原因でホームレスとなった者の存在も想定されることから、ホームレスの自立に向けた支援において、債務関係に対する支援を施策の一つとして記載した方が良いのではないかと」といった旨のご意見を頂いたことを踏まえ、31頁の文言を修正し「生活困窮者事業や法テラス等の活用による債務整理等の支援の実施」という記載を加えました。</p> <p>また、不明瞭な部分があるため、記載振りを修正しました。</p>
3 31	<p>台風や地震等の災害時においては、ホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、平常時から避難所施設管理者と緊急時における対応について連携できる体制を構築します。</p>	<p>台風や地震等の災害時においては、ホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、平常時から災害時における避難先や避難方法等を案内するとともに、洪水等の災害に遭うおそれのある河川等に居住するホームレスに対しては災害が発生する前に危険性の周知を行い、必要に応じて避難等を促します。避難所運営委員会や施設管理者とは、災害時における避難者への支援方法等について予め協議を行い、必要な支援が適時に届けられるよう体制を構築します。また、ホームレス巡回相談員は、災害が収束した後に災害の被害が想定される河川等に居住するホームレスの被害状況を確認し、被害を受けたホームレスを確認した際は、関係機関と連携して必要な支援を行います。</p>	<p>前回会議後に委員より「災害時におけるホームレス支援や避難所への受入れについて、早急に体制づくりをお願いしたい。」といった旨のご意見を頂きました。</p> <p>本市では、令和元年度の台風時に東京都で発生したホームレスの受け入れを拒否するという事案は発生していませんが、避難をされたホームレスの方がこれを契機に（他人からの支援を求めないホームレスが多い中で支援を求めてきてくれたことを一つのきっかけとして）、適時に必要な支援が受けられるように連携体制を構築していきたいと考えており、頂いたご意見を踏まえ、該当箇所の文言を一部修正しました。</p>

4	34	このため、 <u>千葉市社会福祉協議会等と連携し、コミュニティーソーシャルワーカーが中心となって民間支援団体等と地域ネットワークを構築し、ホームレス等に対する偏見や差別的意識を解消するとともに、人権の尊重と尊厳の確保に配慮するよう努める等の支援を実施します。</u>	このため、 <u>千葉市社会福祉協議会のコミュニティーソーシャルワーカーや民間支援団体等の様々な関係機関と連携し、地域ネットワークの構築を図り、ホームレス等に対する偏見や差別的意識を解消するとともに、人権の尊重と尊厳の確保に配慮するよう努める等の支援を実施します。</u>	地域ネットワークの構築は、特定の団体だけで行うわけではなく、包括的に実施していくため記載振りを改めました。
5	34	<u>また、地域における安全の確保及びホームレスの被害防止を図るために、地域ネットワークを活用し、地域社会の理解を得つつ地域安全活動（見守り支援や支え合い支援）を実施します。併せて、民間支援団体等と連携し、各種支援を行います。</u>	<u>ホームレス状態等から脱却した者がその生活を維持することは簡単ではありません。しかし、地域による見守りや支え合いが相手方に安心感を与え、自立した生活を維持することを後押しすることに繋がります。こうした不安定な生活状況にある者を含む生活困窮者への支援では、地域による支え合い、見守り等の支援と行政機関の支援とが相互に連携することが必要です。地域でお互いを気に掛け合う関係性が育まれることで、地域住民の気付きと行政による相談支援等とが相まって、それぞれの個人が自立と尊厳を確保できる社会の創出に繋がることとなります。こうした取り組みを進めるためには、地域住民や関係機関等のあらゆる者がホームレス等を含めた生活に困りごとを抱えている者に対する理解や誰しも生活困窮状態に陥る可能性があるという意識を持つことが大切であり、そうした理解や意識が醸成されるような環境を整えていきます。</u>	前回会議後に委員より「社会から孤立し生きづらさを抱え込んでいる親子がいる。外からは見え難いが、親が亡くなった場合には、困窮することが想定される。日頃から近所との繋がりがあれば、声かけが出来、早い段階で自立に向かわせる対応や対策が可能だと考えるがどうか。」といった旨のご意見を頂きました。このため、こうした方への支援につきましては、現在作成中の第2期千葉市貧困対策アクションプランで記載させて頂きましたが、今回の千葉市ホームレスの自立の支援等に関する第3次実施計画においても頂いたご意見を踏まえ、34～35頁を一部修正しました。また、現在、一部地域で地域福祉を目的とした見守りや支え合い活動が行われていますが、ホームレスや生活困窮者に対する見守り等までには至っていないため、表現を改めました。

※なお、千葉市ホームレスの自立の支援等に関する第3次実施計画における各実績の図については、直近の数値に更新しています。

2 パブリックコメント手続の実施結果について

- (1) 募集期間 令和2年12月15日（火）～令和3年1月18日（月）
(2) 募集結果 提出者1人、意見数3件
(3) 意見を反映した数 0件
(4) 意見の概要と市の考え方

NO	意見の概要	市の考え方	修正の有無	
1	26	新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず解雇され、仕事と住まいを一度に失う場合が増えていることから、まずは居住支援を進めてほしい。	本計画では、終夜営業店舗等で寝泊まりをする等ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方等不安定な生活環境にある方は、ホームレス状態に陥るリスクが高いことから、市営住宅の一時使用や住居確保給付金の支給等により、居住場所の確保に向けた支援に取り組んでいくことを掲げています。 ご意見にあるような方についても支援の対象として捉え、対象者の意向を踏まえ本計画に掲げている居住支援を行っていきます。	無
2	28	福祉の支援を望まない方が、職を失うことで路上生活をせざるを得ないことがあることから、生活保護は権利であることを日ごろから市民に周知を図ってほしい。	本計画の対象は、①ホームレス、②ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者や生活状況の変化等により住居を喪失するおそれのある者、③再びホームレス状態等に陥ることがないように継続した支援を必要とする者となります。 対象者に対しては、日ごろから生活保護制度についての周知・説明を行っていきます。	無
3	26 32	千葉市生活自立・仕事相談センターとの連携を図り、居住支援、生活支援、就労支援を行うこととされているが、就労が難しい方には就労訓練（中間的就労）の場の確保が必要であるため、これらの事業者にも協力を要請する等の対応を進めてほしい。	ご意見のとおり、就労が難しい方には中間的就労の場の確保が必要だと考えています。事業者に協力を要請する等いただいたご意見については、本計画P32に掲げている就労支援に盛り込んでいきますので、本計画に沿って支援していきます。	無